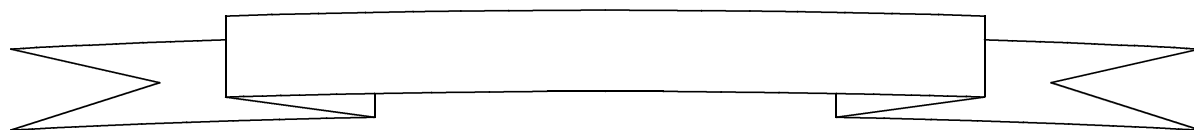


平成19年度

会計検査院
情報公開・個人情報保護審査会
年報



会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

目 次

ページ

組織の概要

1	設置と役割	1
2	委員について	2
3	調査権限及び審議の流れ	3
4	情報の提供について	6

平成19年度の運営状況

1	審査会の開催実績	7
2	諮問事件の処理状況	9
3	答 申	10
	・平成18年(情)諮問第4号	12
	・平成19年(情)諮問第3号外1件	31
	・平成19年(個)諮問第1号外1件	35

資料編

1	会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	39
2	不服申立て、裁決及び訴訟の状況	44
3	委員の推移	47

組織の概要

1 設置と役割

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った行政文書の開示決定等や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に不服のある人は、その取消し又は変更を求めて不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた会計検査院長は、原則として、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）に諮問し、審査会の答申を踏まえて裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての審査に当たって第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決を図ることを目的として設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

そして、審査会は、上記の目的を果たすため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。

なお、一般の行政機関等については、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関個人情報保護法等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

2 委員について

(1) 任命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

(2) 任期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

(3) 義務

委員には、次のような義務があります。

職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

(4) 現在の委員

平成20年4月1日現在

会 長	小木 曾 国 隆	公証人
委 員(会長代理)	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：19年4月23日

3 調査権限及び審議の流れ

(1) 審査会の調査権限

インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会では、不服申立事件の調査審議に当たっては、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に係るような不服申立事件については、不開示等とされた文書又は情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、不服申立事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

その他の調査権限

審査会は、不服申立人、参加人（不服申立てに参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させたり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会では、調査審議を行うに当たって不服申立人、諮問庁の双方に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗よくに応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

(2) 不服申立人等の権利の保護

口頭意見陳述の申立て

不服申立人、参加人及び諮問庁は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています（準用審査会設置法第10条）。

意見書等の閲覧・提出

不服申立人、参加人及び諮問庁は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

また、不服申立人、参加人及び諮問庁は、審査会に対し、他の当事者が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条）。これは、不服申立ての当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、審査会では、意見書等の閲覧を認める場合には、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、原則として、閲覧に供することに代えてその写しを交付することとしています。

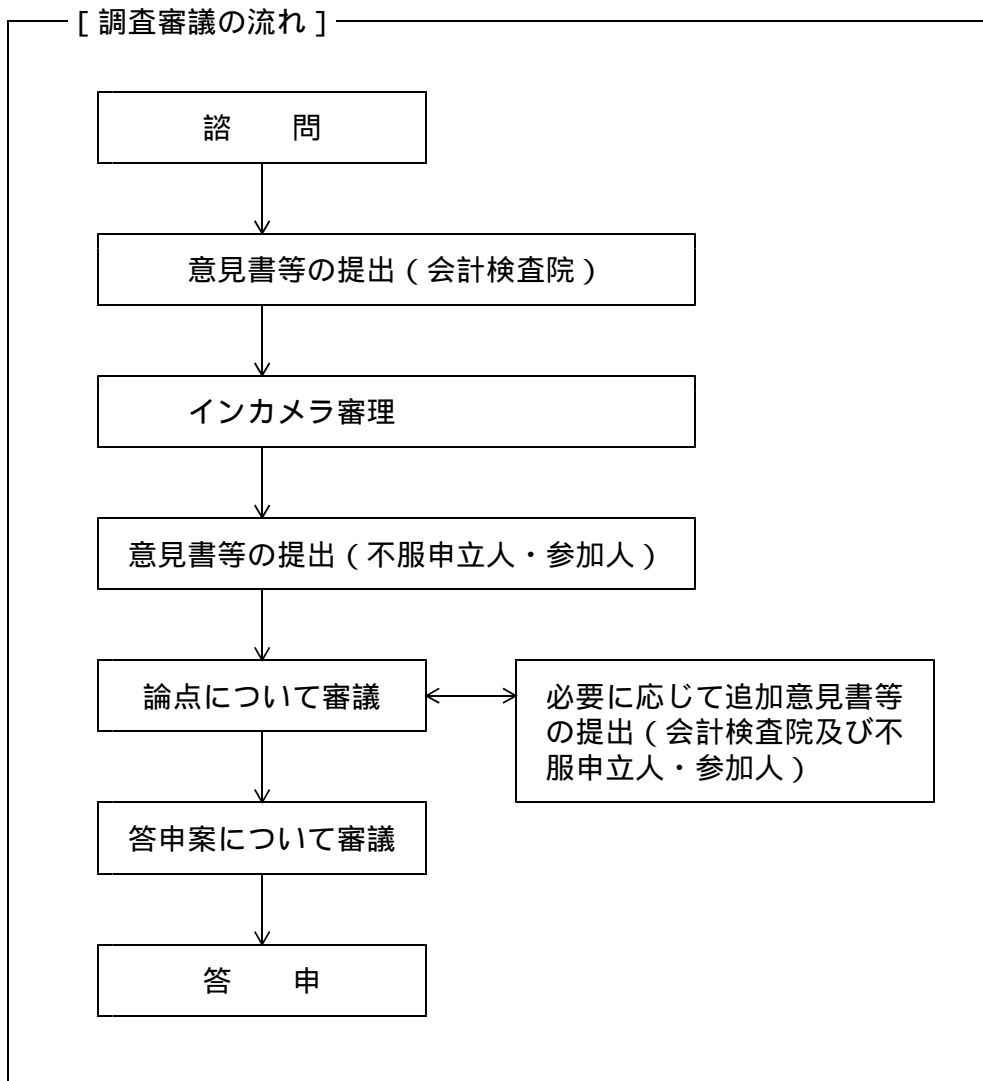
(3) 指名委員による調査

提示された行政文書等の見分、口頭意見陳述の聴取等の調査は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第12条）。この規定により、遠方に居住する不服申立人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会の場で報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

(4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会では、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や不服申立人等からの意見書等の提出・説明などにより、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続きの基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続きは、事件の内容により異なります。



4 情報の提供について

審査会では、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	内 容	公表時期	公表の方法
開催記録	開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催のおおむね1か月後	会計検査院のウェブサイト()に掲載
答 申	準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後1週間以内を目途	報道機関への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト()に掲載
年 報	会議開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申などの活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト()に掲載

() 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<http://www.jbaudit.go.jp/>

平成19年度の運営状況

1 審査会の開催実績

審査会は、おおむね月に1回開催しています。平成19年度の開催回数は11回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表1

	開催日	主な議事内容
第72回	平成19年 4月23日	1. 会長の互選、会長代理の指名 2. 平成18年(情)諮問第4号〔平成14年2月25日から3月1日までに実施された特定の地方公共団体に対する会計実地検査の申報書の一部開示決定に関する件〕 ... 委員交代に伴う所要の手續の実施及び会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議
第73回	6月11日	1. 平成18年(情)諮問第4号 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議 2. 平成18年(情)諮問第3号外1件〔特定の労働局に係る平成17年度会計検査受検関係書類及び当該受検において指摘された事項に関する支出関係書類(会計検査院提出資料)の開示決定に関する件外1件〕 ... 委員交代に伴う所要の手續の実施及び調査審議
第74回	7月2日	1. 平成18年(情)諮問第4号 ... 調査審議 2. 平成18年(情)諮問第3号外1件 ... 調査審議
第75回	8月28日	1. 平成19年(情)諮問第2号〔検査課業務の手引の開示決定に関する件〕 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議 2. 平成18年(情)諮問第4号 ... 調査審議
第76回	9月19日	1. 平成18年(情)諮問第4号 ... 調査審議 2. 平成18年(情)諮問第3号外1件 ... 調査審議
第77回	10月26日	平成19年(情)諮問第2号 ... 調査審議

	開催日	主な議事内容
第78回	11月28日	<p>1. 平成18年(情)諮問第3号外1件 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議</p> <p>2. 平成19年(情)諮問第3号外1件〔会計検査院事務総長が平成18年10月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件外1件〕 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議</p> <p>3. 平成19年(個)諮問第1号外1件〔会計検査院事務総長が平成19年6月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件外1件〕 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議</p>
第79回	12月25日	<p>1. 平成19年(情)諮問第3号外1件 ... 調査審議</p> <p>2. 平成19年(個)諮問第1号外1件 ... 調査審議</p> <p>3. 平成18年(情)諮問第3号外1件 ... 調査審議</p> <p>4. 平成19年(情)諮問第2号 ... 調査審議</p>
第80回	平成20年 1月31日	<p>1. 平成19年(情)諮問第3号外1件 ... 調査審議</p> <p>2. 平成19年(個)諮問第1号外1件 ... 調査審議</p> <p>3. 平成19年(個)諮問第3号外1件〔会計検査院事務総長が平成19年8月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件外1件〕 ... 調査審議</p> <p>4. 平成19年(情)諮問第5号〔特定の労働局において平成11年度から16年度までの間に支出された物品購入に係る庁費等の不正支出に関する書類のうち、契約上の物品名とそれと異なる実際に納入された物品名が分かるもの及び書類上の納入日と実際の納入日が異なる物品について実際の納入日が分かるものの不開示決定に関する件〕 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議</p> <p>5. 平成19年(情)諮問第6号〔航空幕僚監部の平成10年度「航空自衛隊の部隊史」の特定の頁のうちの一部開示決定に関する件〕 ... 会計検査院からの口頭説明聴取等の調査審議</p>
第81回	2月28日	<p>1. 平成19年(情)諮問第3号外1件 ... 調査審議</p> <p>2. 平成19年(個)諮問第1号外1件 ... 調査審議</p> <p>3. 平成18年(情)諮問第3号外1件 ... 調査審議</p>
第82回	3月26日	<p>1. 平成19年(情)諮問第3号外1件 ... 調査審議</p> <p>2. 平成19年(個)諮問第1号外1件 ... 調査審議</p> <p>3. 平成19年(情)諮問第2号 ... 調査審議</p>

2 諮問事件の処理状況

会計検査院では、平成19年度において、表2のとおり、情報公開関係では計28件、個人情報保護関係では計4件の開示決定等を行いました。

そして、同年度においては、会計検査院長に対して、情報公開関係では6件、個人情報保護関係では4件の不服申立てがなされ、そのすべてが当審査会に諮問されています。これらの諮問事件及び前年度以前に諮問され19年度に処理が持ち越された情報公開関係4件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は表3のとおりとなっています。

表2 開示決定等の件数
情報公開関係

単位：件

	開示決定			不開示決定	合計
	開示	部分開示	小計		
平成19年度	2	12	14	14	28

(注) 開示(不開示)決定通知書1枚につき1件とする。

個人情報保護関係

単位：件

	開示決定			不開示決定	合計
	開示	部分開示	小計		
平成19年度	0	0	0	4	4

(注) 1 開示(不開示)決定通知書1枚につき1件とする。

2 行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求、利用停止請求については実績はない。

表3 諮問事件の処理状況
情報公開関係

単位：件

不服申立て件数	諮問件数	19年度における答申件数	答申区分			19年度における取下げ件数	19年度末現在の処理中の件数
			諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
10	10	3	0	0	3	0	7

(注) 不服申立て件数及び諮問件数には、前年度からの持ち越し4件を含む。

不服申立て件数	諮問件数	19年度における答申件数	答 申 区 分			19年度における取下げ件数	19年度末現在の処理中の件数
			諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
4	4	2	0	0	2	0	2

3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、不服申立人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、不服申立てに対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨にかんがみ、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが實際上必要になると考えられます。

審査会では、平成19年度に、表4のとおり、情報公開関係3件、個人情報保護関係2件の答申を行いました。

各答申の内容は12頁以降のとおりとなっています（各答申の掲載頁は表4参照）。

表4 答申の状況等

情報公開関係

平成20年3月31日現在

諮問 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考)裁決の状況	
					裁決日	裁決
平成 18年 (情) 諮問 第4号	18.12.28 19.9.21	平成14年2月25日から3月1日までに実施された特定の地方公共団体に対する会計実地検査の申報書の一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	12	19.10.5	申立て棄却(答申と同様)
平成 19年 (情) 諮問 第3号	19.8.2 20.3.28	会計検査院事務総長が平成18年10月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	31	手続中	
平成 19年 (情) 諮問 第4号	19.8.2 20.3.28	会計検査院事務総長が平成18年12月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	31	手続中	

個人情報保護関係

平成20年3月31日現在

諮問 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考)裁決の状況	
					裁決日	裁決内容
平成 19年 (個) 諮問 第1号	19.10.1 20.3.28	会計検査院事務総長が平成19年6月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	35	手続中	
平成 19年 (個) 諮問 第2号	19.10.1 20.3.28	会計検査院事務総長が平成19年7月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	35	手続中	

諮問事件：

諮問番号：平成18年（情）諮問第4号

事件名：平成14年2月25日から3月1日までに実施された特定の地方公共団体に対する会計実地検査の申報書の一部開示決定に関する件

諮問日：平成18年12月28日

答申日：平成19年9月21日

答申書

第1 審査会の結論

特定の地方公共団体（以下「本件地方公共団体」という。）における公営住宅の住戸改善事業に関し、会計検査院が平成13年度に実施した検査の結果が記録された文書の開示請求に係る対象文書として特定された、本件地方公共団体に対して14年2月25日から同年3月1日までに実施された会計実地検査に係る申報書（以下「本件申報書」という。）の一部を不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく本件開示請求に関し、処分庁である会計検査院事務総長（以下「事務総長」という。）が平成18年11月30日付け180普第328号により行った一部開示決定（以下「本件決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の各記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 会計検査院が説明責任を唱えるのであれば、本件申報書を開示すべきである。

イ 本件開示請求に係る公営住宅に関し、本件地方公共団体が行った調査結果においては、住戸改善事業により設置された特定の物について、現時点で存在するか否かについては触れられていない。

ウ 本件審査請求を行ったのは、会計検査院がなぜ上記イの点の検査をしなかったのかを知りたかったからである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件申報書及び本件決定の概要

本件開示請求は、本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業に関し、会計

検査院が平成13年度に実施した検査の結果が記録された文書に対するものである。これに対し、処分庁は、審査請求人と合意の上、会計検査院が13年度に実施した本件地方公共団体における公営住宅関係の会計実地検査の結果が記録された行政文書として、本件申報書、すなわち本件地方公共団体に対して14年2月25日から同年3月1日までに実施された会計実地検査（以下「本件実地検査」という。）に係る申報書を対象文書として特定した。

そして、処分庁は、本件申報書に記録された情報のうち、具体的な検査事項・検査内容等に関する情報並びに出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影が記録された部分については不開示とし、その他の情報（特定の年月日に特定の検査箇所に対する実地検査を実施した事実に関する情報又は文書について、その存在又は外形を示す情報）が記録された部分については開示とする本件決定を行っている。

2 申報書に記録された情報の内容・性質

(1) 申報書に記録された情報の内容

申報書とは、会計検査院が実施する実地検査のため出張を命ぜられた職員のうち事務総長から主任官を命ぜられた者が当該実地検査の成績の要旨を記載して作成するものであり、帰庁後10日（他の検査箇所の会計実地検査に従事している期間を除く。）以内に当該検査担当課の課長（上席調査官を含む。以下同じ。）に提出し、当該検査担当課の課長及び局長を経て、事務総長に提出することとされている。

そして、申報書作成要領（昭和63年4月1日事務総長決定）によると、申報書に記載すべき項目は次のとおりとされている。

表紙

添書

出張日割表等

目次

申報事項

a 検査の方針

b 検査所見の概況

c 個別事項

このうち、添書には、申報書の供覧を受けた者が順次なつ印する部分と、主任官以下出張官全員の官職及び氏名が記載され、氏名印がなつ印される部分がある。

また、申報事項のうち、「検査の方針」には、出張箇所ごとの検査項目について、重要項目（当該検査年次の検査計画において重点的に検査すべきものとされた重要な検査項目）、準重要項目（当該検査担当課において重要項目に準じて着眼することとしている検査項目）、特定着眼項目（重要項目又は準重要項目以外のもので、当該出張箇所について特に着眼した検査項目）及びその他の項目の各項目ごとに記

載するとともに、各検査項目ごとの勢力配分比を記載することとされている。

「検査所見の概況」には、出張箇所及び検査項目ごとに、検査の結果、違法又は不当であると判断した事態、又はその疑義があり、引き続き検討する必要がある事態として、当該実地検査の最終日等に会計検査院と同院の検査の対象である国の機関・地方公共団体等（以下「受検庁」という。）との間で行われる実地検査の結果の打合せ（講評）において同院が通告した事項（以下「打合せ事項」という。）及びその他特に報告の必要を認めた検査事項について、各事項ごとに件名、事態の概要、今後必要としている事務処理、検査担当者の氏名等を記載することとされている。

そして、「個別事項」には、「検査所見の概況」に記載した事項のうち、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第26条の規定により作成・発遣される質問文書（照会文書）の起案の準備が整っているものなどについて、更に詳細に記載することとされている。

(2) 申報書に記録された情報の性質

上記(1)で述べたとおり、申報書は、特定の検査箇所ごとに、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において作成される当該実地検査の速報的な性質を有する文書である。

そして、申報書の「検査の方針」に記録される情報は、当該検査年次ないし当該検査箇所に係る検査の重要項目、準重要項目、特定着眼項目、その他の項目及び各項目ごとの勢力配分比であり、すなわち、当該検査年次ないし当該検査箇所に係る検査の実施計画に関する情報であって、現在又は将来の検査過程における各種の検査の厳正かつ効果的な実施の観点から公表になじまない性格のものである。

また、検査所見等（申報書の「検査所見の概況」又は「個別事項」に記録された実地検査の結果等をいう。以下同じ。）は、特定の検査箇所に対する実地検査の結果等に関する情報、それも事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、その後の検査過程における十分な検証又は審理・判断過程における慎重かつ周到な審理・判断を経る必要があるものであり、それ自体、公表になじまない性格のものである。

なお、この「実地検査の結果に関する情報」とは、会計検査院が実地検査を実施した結果、疑義を生じた事態の有無・内容のことであり、これは、当該実地検査で打合せ事項とされた事態又はその他特に報告の必要を認めた検査事項が申報書に検査所見等として記録されたもの（検査所見等有り）のほか、打合せ事項がなかったなどのため、申報書に検査所見等として記録される事態がなかったこと（検査所見等無し）をも含むものである。

さらに、申報書については、会計検査院文書管理規程（平成13年3月28日会

計検査院長決定)により一律10年という長期の保存期間が設定されており、これは、申報書に記録された情報は、各検査担当課の検査の実施計画に関する情報、並びにその着眼し選定した検査対象事項及び具体的な検査の着眼点、検査手法、検査の結果、発見の端緒、検査継続予定の有無及びその概要等の具体的な検査活動の内容に関する情報の集積としての意味を有するものであり、現在又は将来の検査過程における各種の検査事項に関する厳正かつ効果的な検査の実施のために、会計検査院内部において、検査上のノウハウとして有効活用されるべき情報であるからである。

また、申報書に記録された情報の全体からは、会計検査院の検査活動の内容の全貌を把握(俯瞰)することができるものでもある。

そして、このような申報書に記録された実地検査の実施計画又は検査の結果等に関する情報は、検査上の秘密に属する情報であり、会計検査院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性格のものであって、この点においても公表になじまない性格のものである。

3 申報書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の一般的な不開示情報該当性

一般に、申報書が開示され、これに記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報(申報書に検査所見等が記録されているかどうか(検査所見等の有無))に関する情報を含む。以下同じ。)並びに出張官(主任官を除く。)の官職、氏名及び氏名印の印影が明らかとされた場合には、次のようなおそれがある。

(1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

現行制度上、会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制調査等の権限を背景として行われるものではなく、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」(会計検査院法第20条第2項)という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と受検庁が検査を実施するものと検査を受けるものとしての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係及び協力関係に立つことが必要となる。

また、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院では、検査の結果等を検討するために同院内部に設けられた慎重かつ周到な審理・判断過程を経て同院における最終的な意思決定機関である検査官会議の議決を経た最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報は、各年度における決算検査報告等に掲記して公表することとしている一方で、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来から不公表としている。

そして、受検庁では、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については不公表であることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っており、このような未成熟な検査の結果等に関する情報が公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

したがって、このような情報が開示された場合には、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院の検査過程又は審理・判断過程における情報の不公表に対する受検庁一般又はその他の関係者一般の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報の開示は、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程において厳正かつ円滑な検査を実施し、このことを通じて受検庁との間で事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有し、これにより不適切な会計経理の原因を究明するとともに、会計経理の適正を期し又は是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれがあり、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(2) 具体的な検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査院が行う検査活動は、その性質上、一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、ある検査年次ないし検査箇所に係る検査の実実施計画に関する情報、並びにその着眼し選定した検査対象事項及び具体的な検査の着眼点、検査手法、実地検査の結果、発見の端緒、検査継続予定の有無及びその概要等の具体的な検査活動の内容に関する情報は、基本的に検査上の秘密に属する事項であって、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に関する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものであ

る。

なぜなら、このような情報が開示された場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に関する検査を実施する場合において、当該受検庁又はその他の関係者に同院の検査の実施計画又は具体的な検査活動の内容を察知され、同院の实地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるからである。

そして、前記2で述べたとおり、申報書に記録された情報は、個々の検査箇所ごとに、具体的な検査活動の内容に関する情報を知り又は推認することが可能なものである。また、会計検査院において保有する申報書に記録された情報の全体からは、同院が行う検査活動内容の全貌を把握することが可能である。

したがって、このような情報の開示は、会計検査院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に利益を与えらるおそれがある。

(3) 受検庁の不適切な会計検査対応を招来するおそれ

前記(1)のとおり、会計検査院が実施する会計検査は、強制調査等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが特定の受検庁等に対する厳しい社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、实地検査の実施に当たっては、受検庁等による関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった偽装・隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われる例も見受けられる。

また、会計検査院からの資料提出要求に対し、当該資料を提出した場合にこれが公にされるおそれがあるなどとして、受検庁等においてその提出をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も決して少なくない。

このような会計検査の現実を踏まえると、申報書に記録された事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報が開示され、公表された場合には、受検庁一般又はその他の関係者一般に対し、このような情報の開示は会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩し、会計検査院に対する不信感を生じさせるものであるなどとして、検査に対する非協力の理由ないし口実を与えるおそれがある。そして、その場合には、現在又は将来の検査過程において、受検庁等により所要の検査資料の作成・提出に応じないなどの不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院が受検庁から特別調書その他所要の検査資料の作成・提出を受けることに著しい支障を来し、

同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(4) 公正かつ慎重な審理・判断の確保等に支障を及ぼすおそれ

会計検査院では、検査の結果等に関する情報については、同院内部における慎重かつ周到な審理・判断過程を経て最終的な意思決定機関である検査官会議の議決を経た最終的かつ確定的なもののみを各年度の決算検査報告等に掲記し、その正式な指摘事項等として公表することとする一方で、それ以外の検査の結果等に関する情報については不公表としている。したがって、検査官会議の議決を経ていない検査の結果等に関する情報は、最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報とは質的・性格的に異なる未成熟な情報であり、現行の会計検査制度上その公表が予定されないものである。

そして、前記2(2)で述べたとおり、申報書に記録された特定の検査箇所に対する会計実地検査の結果等に関する情報は、会計検査院の具体的な検査活動内容の詳細を知り又は推認することが可能なものであり、また、実地検査後の検査過程における検討内容又は審理・判断過程における当該審理・判断の内容等を知り又は推認することが可能なものである。

したがって、このような情報が開示された場合には、会計検査院内部における公正かつ慎重な審理・判断をより実質的なものとするために設けられた慎重かつ周到な審理・判断過程の手続的な意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、検査官会議など同院内部の審理・判断過程における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、その職務の適正な遂行のために他の国家機関に対し憲法上独立の地位を有する同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

(5) 会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られるなどのおそれ

前記2で述べたとおり、申報書は、特定の検査箇所に対する会計実地検査に関する速報の性質を有する文書であり、これに記録された当該実地検査の結果等に関する情報は、事実関係の把握が不十分な段階における未成熟な情報であって、これらの情報についてはその後の検査過程における十分な検証又は審理・判断過程における慎重かつ周到な審理・判断を行う必要があるものである。

したがって、このような情報の開示は、当該情報が会計検査院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(6) 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

会計検査院の職務の性質上、常時実施している会計実地検査等を巡り、当該検査の結果等を決算検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されることを不都合とする外部から、同院又は同院の特定の検査事項に係る検査担当者に対して様々な働きかけ又は圧力・干渉等が行われる例は少なくない。

そして、会計検査院における特定の検査事項の担当者に対し外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合には、当該検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査が主として実地検査の方法により実施されているものであることを踏まえれば、特定の検査箇所に係る出張官（検査担当者）に対しこのような外部からの働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合についても、ほぼ同様のおそれがある。

したがって、申報書に記録された特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができる会計検査院職員の氏名等に関する情報の開示は、当該検査担当者（出張官）に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、また、特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官個人としての権利利益を害するおそれがある。

4 本件申報書に記録された情報の不開示情報該当性

(1) 具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の不開示情報該当性

前記3を踏まえ、本件申報書に記録された情報において、本件決定のうち具体的な検査事項・検査内容等に関する情報の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

ア 法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

このような情報が開示された場合には、前記3(1)ないし(4)のとおり、次のようなおそれがある。

(ア) 厳正かつ円滑若しくは効果的な検査の実施等に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（前記3(1)ないし(3)）

(イ) 厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれ（前記3(2)）及び会計検査院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審

理・判断過程における出席者相互間の自由で率直な意見の交換等及びこれに基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼし、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、これにより検査の結果等に対する同院の審理・判断に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（前記3(4)）

上記の(ア)及び(イ)により、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報（法第5条第6号柱書き）であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

イ 法第5条第5号該当性

また、このような情報が開示された場合には、前記3(1)、(2)、(4)及び(5)のとおり、次のようなおそれがある。

(ア) 受検庁一般又はその他の関係者一般の信頼を損ね、会計検査院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を引き起こし、現在又は将来の検査過程における同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に支障を及ぼすおそれ（前記3(1)）

(イ) 会計検査院における慎重かつ周到な審理・判断過程の手続的意義を損ねるのみならず、実際上も同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断過程における出席者相互間の自由で率直な意見の交換等及びこれに基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼし、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、これにより検査の結果等に対する同院の審理・判断に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ（前記3(4)）

(ウ) 検査過程初期における事実関係の把握が十分でない段階における未成熟な情報が会計検査院の最終的かつ確定的な検査の結果等に関する情報であると国民一般に誤解されるおそれ、すなわち、当該情報が同院の公式見解であると国民一般に受け取られ、不当に国民の間に混乱を生じさせるなどのおそれ（前記3(5)）

(エ) 会計検査院の検査内容を察知されるなどして同院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に利益を与えるおそれ（前記3(2)）

(オ) 事実関係の把握が十分でない段階における未成熟な検査の結果等に関する情

報が明らかにされることにより、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に不利益を及ぼすおそれ（前記3(1)及び(5)）

上記の(ア)から(オ)までにより、当該情報は、「国の機関」及び「地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、公にすることにより、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるもの（法第5条第5号）に該当する。

(2) 出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影の不開示情報該当性

前記3を踏まえ、本件申報書に記録された情報において、本件決定のうち出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影の不開示情報該当性について検討すると、以下のとおりである。

ア 法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

前記3(6)のとおり、一般に、特定の検査事項に係る検査担当者に対し外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合には、当該検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、会計検査院が検査担当者を通じて正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、同院の検査が主として実地検査の方法により実施されているものであることを踏まえれば、特定の検査箇所に係る出張官（検査担当者）に対しこのような外部からの働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合についても、ほぼ同様のおそれがある。

そして、このような事情は、本件申報書に記録された出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影が開示された場合についてもそのまま当てはまるものである。

したがって、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報（法第5条第6号柱書き）であって、公にすることにより、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当する。

イ 法第5条第1号該当性

本件申報書に記録された出張官（主任官を除く。）の官職、氏名及び氏名印の印影は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に該当する。

そして、このような情報が開示された場合には、前記3(6)のとおり、当該出張官に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして当該出張官個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報は、法第5条第1号の規定する不開示情報に該当する。

なお、会計検査院では、特定の検査箇所に係る出張官の氏名等に関する情報のうち、主任官に係るものについては、一定の場合を除き、従来からこれを開示する取扱いをしてきたところであり、本件決定においても当該主任官の氏名等に関する情報については開示している。このように、主任官の氏名等に関する情報についてその他の一般の出張官と異なる取扱いをしているのは次のような理由によるものである。

すなわち、会計実地検査における主任官は、出張官を対外的に代表するとともに、他の出張官を指揮監督し、検査結果の打合せ（講評）その他の実地検査に係る統括的事務を処理する者である。また、主任官は、当該実地検査におけるすべての検査項目に関与するが、その関与は管理者的立場からのものである場合が少なくなく、必ずしも特定の検査事項に係る検査を直接担当するわけではない。

このため、会計検査院では、上記のような事情及び公益上の理由による裁量的開示を定める法第7条の規定の趣旨を踏まえ、主任官の氏名等に関する情報については、一定の場合を除き、法第5条第6号（イ及び柱書き）又は同条第1号に定める不開示情報に該当するものではなく、同条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして取り扱っている。

5 本件申報書の特定により開示されることとなる情報

前記2で述べたように、申報書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報として不開示とされるべき情報には、会計実地検査の結果判明した事態の概要、当該事態について実施された検査の概要等のほか、申報書に検査所見等が記録されているかどうか（検査所見等の有無）に関する情報も含まれるものである。

そして、本件諮問事件において、処分庁は、前記1のとおり、本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業に関し、会計検査院が13年度に実施した検査の結果が記録された文書として本件申報書を特定しているところ、このように本件申報書を本件開示請求の対象文書として特定したということが、直ちに、本件申報書の「2 検査所見の概況」又は「3 個別事項」に、当該公営住宅の住戸改善事業の検査結果が記録されているかどうか（検査所見等の有無）についてまで明らかにするものではない。

すなわち、本件申報書が本件開示請求の対象文書として特定されたということは、会計検査院の特定の検査担当課が本件実地検査を実施した事実及び 同院が本件実

地検査における実地検査の結果等（打合せ事項がなく何らの検査所見等も記録されていない場合を含む。）を記録した申報書という名称の文書を保有している事実を明らかにしたことにとどまり、本件申報書に当該公営住宅の住戸改善事業の検査結果が記録されているか否かを明らかにするものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成18年12月28日 諮問書の收受

平成19年 4月 5日 諮問庁から意見書を收受

同年 4月23日 委員交代に伴う所要の手續の実施、諮問庁の職員（会計検査院第3局国土交通検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件申報書の見分及び審議

同年 6月11日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課総務企画官ほか）からの口頭説明の聴取及び審議

同年 7月 2日 審議

同年 7月 3日 審査請求人から意見書を收受

同年 8月28日 審議

同年 9月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件申報書について

開示請求書の記載によれば、本件開示請求は、本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業に関し、会計検査院が平成13年度に実施した検査の結果が記録された文書に対してなされたものである。そして、処分庁は、これに該当する文書として、本件申報書、すなわち会計検査院が14年2月25日から同年3月1日までに実施した会計実地検査（本件実地検査）の結果等が記録された申報書を特定している。

申報書作成要領等によると、申報書には、表紙、添書、出張日割表等、目次及び申報事項を記載することとされている。このうち、添書には、申報書の供覧を受けた者が順次なつ印する部分と、主任官以下出張官全員の官職及び氏名が記載されるとともに氏名印がなつ印される部分がある。そして、申報事項として、検査の方針、検査所見の概況及び個別事項をこの順序で記載することとされている。このうち、検査所見の概況の部分には、当該会計実地検査の結果、違法・不当と判断した事態、又はその疑義があり、引き続き検討する必要があると認めた事態として、会計検査院が受検庁との打合せにおいて通告した打合せ事項等について、その内容及び今後の処理方針等を記載することとされており、また、個別事項の部分には、検査所見の概況に記載した事態のうち、更に詳細に記述すべき事項について記載することとされている。

そして、当審査会が本件申報書を見分するなどして調査したところ、これらの各部

分のうち、表紙及び出張日割表等の部分についてはその全部が開示されており、添書、目次及び申報事項の部分についてはそれぞれその一部が開示とされている。

2 会計実地検査における打合せ事項と申報書

会計検査院が行う検査の過程において重要な役割を占めるのが、実際に検査箇所へ赴いて実施する会計実地検査であり、実地検査の結果、違法・不当であると判断した事態、又は違法・不当ではないかとの疑義があり、引き続き検討する必要があると認められた事態があった場合には、実地検査の最終日等に同院と受検庁との間で行われる打合せの場で、打合せ事項としてそのような事態の概要等について通告することとされている。諮問庁の説明によれば、会計検査院が実地検査において検査の端緒をつかみ、当該実地検査の終了後も引き続き検査を継続する必要があると認められた事態等がある場合には、必ずこの打合せの場において、今後の検査継続等について受検庁に対し通告することとしているとのことである。そして、このような実地検査の打合せにおいて受検庁に対し通告した打合せ事項等が、申報書において検査所見の概況等として記載され、会計検査院の上層部にまで報告されることとなる。

3 不開示情報該当性について

(1) 添書

添書については、本件申報書の供覧を受けた者のなつ印部分と主任官の官職、氏名及び氏名印の印影部分が開示され、主任官を除く出張官の官職、氏名及び氏名印の印影部分が不開示とされている。

これらの出張官の氏名等を公にした場合、本件実地検査において本件地方公共団体に対する検査に従事した者を特定することができると認められる。

会計検査院と受検庁及びその関係者は、検査を実施するものと検査を受けるもの及びその関係者という立場で緊張関係にあり、検査の結果、指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあり、実際、そのように外部からの様々な働きかけ又は不当な圧力・干渉等が加えられた例も存在するとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

もちろん、一般に、特定の検査箇所に対する会計実地検査の担当者である出張官が明らかになることによって直ちに特定の検査事項の担当者が明らかになるとまではいえず、本件の場合も、本件決定によって既が開示されている主任官の氏名等に加え、出張官全員の氏名等を明らかにしたとしても、本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業の検査を担当した検査担当者がそのうちどの者であるかなどといったことが直ちに明らかになるとはいえない。

しかし、本件実地検査の検査担当課は、本件決定によって既に開示されており、かつ、当該検査担当課の事務分掌事項は公表されていることから、本件実地検査において検査対象となっていた事務・事業の範囲・内容等を推認できる状況となっている。

そして、前記のような事情からすると、特定の検査箇所に対する実地検査の担当者である出張官が広く一般に知られるところとなるだけでも、当該検査箇所又は当該事務・事業に関係を有する外部の関係者等から当該出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあると認められる。

なお、本件実地検査自体は既に終了しているものの、会計検査の継続性・反復性からすると、当該出張官に対する上記のような圧力・干渉等は、本件実地検査や当該検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このような事態が生じた場合には、当該出張官に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

したがって、本件申報書の添書に記録された本件実地検査の出張官（主任官を除く。）の氏名等は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第1号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、当該部分に記録されている情報のうち、出張官の官職のみを開示することも、次のような理由から、相当でないと認められる。

すなわち、本件実地検査の検査担当課は、前記のとおり、本件決定によって既に開示されており、また、本件決定に基づく開示の実施の結果、本件実地検査の出張官の人数は容易に推認できる状況となっている。会計検査院において、各検査担当課に所属する者の人数は、管理職や検査を担当しない庶務業務従事者を含めておおむね20名から30名程度であり、そのうち検査業務に従事する者の数は、主任官となることが予定されている副長以上の職にある者を除き、10数名から20名程度であるのが通常である。そして、それらの者は調査官、調査官補、事務官等の各官職にある者に区分されている。本件実地検査の検査担当課においても、検査業務に従事する者であって、副長以上の職にない者の数は限られていることから、本件決定に基づく開示の実施の結果、既に容易に推認できることとなっている出張官の総数に加え、さらに出張官の官職を公にすることにより、官職別の出張官の人数が明らかになると、別途開示請求することにより開示されることが見込まれる職員名簿等の情報と照合することにより、出張官の氏名が相当程度特定されるおそれがある。

る。その結果、本件出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来するおそれがあることは否定できないと考えられる。

また、前記のとおり、本件決定では、主任官の氏名等は開示されている。これについて、諮問庁では、会計実地検査の出張官のうち、副長以上の職にあり、実地検査の主任官とされた職員については、管理者的立場にあり、対外的に出張官を代表する職員であって、必ずしも常に特定の検査事項に係る検査を直接担当するわけではないことから、このような事情等を踏まえ、その氏名等に関する情報は開示することとしており、したがって、当該部分についても開示したものであると説明している。

(2) 目次及び申報事項

目次及び申報事項については、目次の部分のうち、検査の方針の項目に係る記載、目次であることを示す記載及び頁番号であることを示す記載、並びに検査の方針の部分の表題、並びに表のうち、出張箇所の名称の記載部分、これに係る書式部分及びこれらの直下の行が開示され、これらを除いた部分が不開示とされている。

なお、本件決定に基づく開示の実施において、申報事項が記録されている部分は、全部で7枚であることが明らかにされている。

諮問庁は、これらの不開示とされている部分には、具体的な検査事項・検査内容等に関する情報が記録されており、当該情報が明らかにされた場合には、受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ、具体的な検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれなど、前記第3の3で述べた各種の「おそれ」があることから、当該情報は、法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号に規定する「おそれ」があるものに該当すると主張している。

また、諮問庁は、申報書に記録された具体的な検査事項・検査内容等に関する情報として不開示とされるべき情報には、申報書に「検査所見の概況」等が記録されているかどうか（打合せ事項等の有無）に関する情報も含まれるとし、本件開示請求の対象として本件申報書を特定したということは、会計検査院の特定の検査担当課が本件実地検査を実施した事実、及び同院が本件実地検査における実地検査の結果等（打合せ事項がなく「検査所見の概況」等が何ら記録されていない場合を含む。）を記録した申報書という名称の文書を保有している事実を明らかにしたことにとどまり、本件申報書の「検査所見の概況」等に本件地方公共団体における公営住宅の住戸改善事業の検査結果が記録されているかどうか（打合せ事項等の有無）についてまで明らかにするものではないとしている。

前記1のとおり、申報事項の部分には、検査の方針並びに検査所見の概況及び個別事項（打合せ事項等）を記載するとされていることから、本件申報書の目次及び申報事項のうち不開示とされている部分が開示された場合には、本件実地検査にお

ける打合せ事項等の有無が明らかになることになる。そして、打合せ事項等の有無に関する情報を公にした場合、以下のように、会計検査院の検査の実施に支障が生じるおそれがあると認められる。

ア 会計検査院が実施する実地検査の過程においては、各検査担当者は、受検庁に対し、多くの質問を投げかけたり、疑問を提示したり、注意を行ったりするのが通常であるが、そのすべてが実地検査の最終日等に行われる打合せの場で打合せ事項として通告されるわけではない。すなわち、打合せ事項とされるのは、各検査担当者が検査の過程で行った多くの質問、疑問、注意等に係る事態のうち、重要性が高いものであったり、今後引き続き検査を継続する必要があると判断されたものであったりする事態に限られるのであって、検査箇所によっては、このような打合せ事項とされるべき事態がないという場合も必ずしも少なくないとのことである。

このような事情を踏まえると、打合せ事項として正式に通告される事態があるか否かということは会計検査院にとっても受検庁にとっても重大な問題であり、また、何らかの打合せ事項があったというだけで、受検庁等が一定の社会的非難を受ける場合があることも否定できない。一方、打合せは、実地検査の実施直後という検査過程のごく初期の段階において行われるものであり、打合せで通告された事態やそれについての見解は、その後の検査、受検庁との意見交換、会計検査院内における審議等によって更に検討が加えられるべき精度不十分なものであって、打合せ事項がそのまま同院が公表する正式な指摘事項等となるものではない。

したがって、打合せ事項等の有無に関する情報は、検査の過程における検査の結果等に関する情報の重要な一部を成すものであり、また、必ずしもそれがそのまま会計検査院の公表する正式な指摘事項等につながるわけではないという意味での未成熟性を有しているものであると考えられる。

一般に、検査過程等における情報について、会計検査院では、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除して、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び検査の結果等の審理・判断を行うことができるよう、これらの情報は外部に公表しないという立場をとっている。

そして、会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、同院における最終的な結論とは異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。そのような前提の下に、会計検査院と受検庁の間では、検査の過程における検査の結果等に関する情報は外部に公表されるものではないという信頼の下で、問題と

された事態について、十分な情報・資料を提供及び収集し、それらに基づいて率直に意見を交換し、様々な角度から討議を行っているものと認められる。

このため、目次及び申報事項の部分のうち不開示とされている部分が開示され、打合せ事項等の有無に関する情報が公にされると、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、会計検査院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件実地検査に直接関係する受検庁に対してのみ生じるものではなく、現在又は将来における他の受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等の途上にある未成熟な情報の内容が公にされたという事実をとらえ、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が決算検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するだけでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、受検庁との間における十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方を追求することなどに支障が生じるおそれがあると認められる。

イ ただし、申報事項のうち検査の方針の部分については、打合せ事項等の有無にかかわらず、常に記載されることになっているので、その記載から打合せ事項等の有無が直ちに明らかになるわけではない。しかし、検査の方針の部分には、表形式で、本件実地検査に係る出張箇所（本件地方公共団体）の名称及びそれに対

する具体的な検査の方針、すなわち、重点的に検査することとしている検査項目、これに準じて着眼することとしている検査項目、当該出張箇所について特に着眼した検査項目等の別に、その具体的な検査項目及び各検査項目ごとの勢力配分比が記録されており、このうち具体的な検査の方針を記載すべき部分及びこれに係る書式部分のうち重点項目、これに準じる項目等の別を示す記述（これらの部分に係る枠線を含む。）については表の後半部分に当たることから、これらを開示すると、申報事項のうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになってしまうことになる。そして、本件申報書については、本件決定に基づく開示の実施において、申報事項が記録されている部分は全部で7枚であることが明らかにされているため、そのうち検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになれば、それより後の部分の有無により、結果的に検査所見の概況等として記録された打合せ事項等の有無が推認されてしまうこととなると認められる。

さらに、上記の具体的な検査の方針に関する情報が公にされた場合には、同種・類似の検査を行うことが予想される出張箇所において、当該重点事項や勢力配分の大きい事項等に的を絞っていわゆる検査対策を講じることを容易にしたり、検査の実施に対して不当な圧力・干渉等を招来したりするなどのおそれもあると認められる。

なお、検査の方針の部分の表は、出張箇所ごとに区分して記載するよう、書式上、左右二つの列が設けられているが、本件申報書については、出張箇所が本件地方公共団体（管内の団体等を含む。）1箇所のみであることから、表のうち右側の列には具体的な記載はなされていない。このため、同列については、開示したとしても、具体的な検査の方針を明らかにすることにはならないものの、当該部分を開示すると、検査の方針が記録されている部分の範囲が明らかになってしまい、その結果、打合せ事項等の有無が推認されてしまうことになる点には変わりはない。

上記のア及びイにより、本件申報書の目次及び申報事項の部分のうち不開示とされている部分に記録されている情報は、公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、会計検査院が説明責任を唱えるのであれば、本件申報書を開示すべきであると主張している。これは、本件申報書のうち不開示とされている部分を開示することが、国民に対して説明責任を果たすという公益に合致することから、法第7

条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるとい趣旨の主張を含むものとも解される。

しかし、前記3で述べたように、これらの部分を公にした場合、会計検査院の検査担当者ないし出張官に対して不当な圧力・干渉等を招来したり、検査過程等における検査の結果等に関する情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれたりして、同院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法第7条の規定を適用して本件申報書のうちなお不開示とされている部分を開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認めるに足るだけの公益上の必要性が特にあるとは認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性

以上のことから、本件申報書の一部を不開示とした本件決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

諮問事件：

諮問番号：平成19年（情）諮問第3号
平成19年（情）諮問第4号

事件名：会計検査院事務総長が平成18年10月に特定番号で受け付けた行政
文書開示請求に対する不開示決定に関する件
会計検査院事務総長が平成18年12月に特定番号で受け付けた行政
文書開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成19年 8月 2日

答申日：平成20年 3月28日

答申書

第1 審査会の結論

以下の合計8件の文書について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

ア 会計検査院事務総長が平成18年10月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求（以下「第1次開示請求」という。）に係る文書（4件。平成19年（情）諮問第3号関係）

イ 会計検査院事務総長が平成18年12月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求（以下「第2次開示請求」という。）に係る文書（4件。平成19年（情）諮問第4号関係）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成19年6月8日付け190普第161号（第1次開示請求に係る4件の文書を対象）及び同日付け190普第162号（第2次開示請求に係る4件の文書を対象）により行った不開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 手数料は法務省に支払っている。

イ 開示を請求する文書の内容が不明確であるとしていることについては、内閣府に置かれている情報公開・個人情報保護審査会に問い合わせを行わず、また、口頭意見陳述を実施しない会計検査院に責任がある。

ウ 本来会計検査院がやるべきことを私が主張し続けて、そのために不法な私刑を受けているのであるから、会計検査院は今からでも検査に着手して、その検査結果を公表する中で、私の件にも言及して、正義を貫く義務がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 第1次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成18年10月16日付けで、4通の開示請求書により第1次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容には判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、情報公開法第16条第1項に規定する開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）相当額の収入印紙が全く貼付されていなかった。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、相当の期間（15日ないし42日）を定めた上、次の 及び のとおり開示請求書の補正の求めを行った。

4通の開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載されていると解される文字を想定して当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分については追記を依頼し、さらに、当該開示請求に係る文書を特定するに足りる具体的な情報（文書の作成時期、文書の種類又は名称等）の提供を求めた。

書面による開示請求である本件については、開示請求書1通につき、少なくとも1件分に対応する300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、4件分に対応する1,200円の収入印紙の送付を求めた。

そして、これらの補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載内容では、いずれも当該開示請求に係る文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であること及び開示請求手数料が納付されていないことから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成19年6月8日付け190普第161号）。

(2) 第2次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成18年12月4日付けで、4通の開示請求書により第2次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書においても、第1次開示請求の場合と同様に「請

求する行政文書の名称等」欄に記載された内容には判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る文書を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、開示請求手数料相当額の収入印紙が全く貼付されていなかった。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、情報公開法第4条第2項の規定により、審査請求人に対し、相当の期間（15日ないし42日）を定めた上、前記（1）及びと同様の補正の求めを行った。

そして、これらの補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審査請求人からの回答及び開示請求手数料の納付がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、第1次開示請求に係る処分と同一の理由から、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成19年6月8日付け190普第162号）。

2 諮問庁の所見

以上のとおり、第1次開示請求及び第2次開示請求にはいずれも形式上の不備があり、相当な期間を定めて補正を求めたものの、審査請求人は補正に応じなかったことから、このことを理由として不開示とした第1次開示請求に係る処分及び第2次開示請求に係る処分はいずれも適法かつ妥当なものである。

なお、審査請求人は、開示請求手数料は法務省に支払済みである旨主張している。しかし、仮に複数の行政機関が同一の内容の文書を保有していたとしても、情報公開法に基づく開示請求を行う場合は、それぞれの行政機関に対して開示請求手数料を納付して請求する必要があることから、法務省に支払済みであるとしても、本件開示請求に係る開示請求手数料が支払済みであるとの審査請求人の主張は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成19年（情）諮問第3号及び平成19年（情）諮問第4号を併合し、調査審議を行った。

平成19年	8月	2日	諮問書の收受
同年	8月	29日	諮問第3号及び第4号の併合
同年	11月	16日	諮問庁から意見書を收受
同年	11月	26日	審査請求人から意見書を收受
同年	11月	28日	諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房総務課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
同年	12月	25日	審議
平成20年	1月	28日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	1月	31日	審議
同年	2月	28日	審議
同年	3月	26日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

情報公開法第16条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、処分庁あてに送付された第1次開示請求及び第2次開示請求に係る合計8通の開示請求書についてみると、いずれも開示請求手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載された内容では判読困難な部分が多く、判読可能と考えられる記載部分についても、処分庁による請求内容の確認の求めに対して審査請求人は全く応じていないため、判読可能な記載部分の内容が真に審査請求人の求める文書を示すか否かは不明である。

したがって、第1次開示請求及び第2次開示請求にいずれも形式上の不備があるとする諮問庁の判断は妥当であると認められる。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁が審査請求人に対して行った補正の求めは、開示請求手数料を納付すること、文字が判読困難であることを踏まえて追記することなどであり、補正のために定めた期間も短いとは認められないことから、処分庁が行った補正の求めは、情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定はいずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子

諮問事件：

諮問番号：平成19年（個）諮問第1号
平成19年（個）諮問第2号

事件名：会計検査院事務総長が平成19年6月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件
会計検査院事務総長が平成19年7月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成19年10月 1日

答申日：平成20年 3月28日

答申書

第1 審査会の結論

以下の合計16件の保有個人情報について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

ア 会計検査院事務総長が平成19年6月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求（以下「第1次開示請求」という。）における保有個人情報（4件。平成19年（個）諮問第1号関係）

イ 会計検査院事務総長が平成19年7月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求（以下「第2次開示請求」という。）における保有個人情報（12件。平成19年（個）諮問第2号関係）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）第12条第1項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成19年8月7日付け190普第218号（第1次開示請求に係る4件の保有個人情報を対象）及び同日付け190普第219号（第2次開示請求に係る12件の保有個人情報を対象）により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 手数料は法務省に支払っている。

イ 不開示決定の取消しを求める。開示を請求する保有個人情報の内容が不明確であるとしていることについては、口頭意見陳述を実施しない会計検査院に責任がある。

ウ 本来会計検査院がやるべきことを私が主張し続けて、そのために不法な私刑を受

けているのであるから、会計検査院は今からでも検査に着手して、その検査結果を公表する中で、私の件にも言及して、正義を貫く義務がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 第1次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成19年6月10日付けで、4通の開示請求書を送付することにより第1次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容には判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、個人情報保護法第26条第1項に規定する手数料相当額の収入印紙が全く貼付されておらず、さらに、個人情報保護法第13条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）が不足していた。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し、相当の期間（16日ないし18日）を定めた上、次の から までのとおり開示請求書の補正の求めを行った。

4通の開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載されていると解される文字を想定して当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分については追記を依頼し、さらに、当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる具体的な情報（開示を求める保有個人情報の内容、当該個人情報が記録されている文書の名称、種類、作成時期等）の提供を求めた。

書面による開示請求である本件については、開示請求書1通につき、少なくとも1件分に対応する300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、4件分に対応する1,200円の収入印紙の送付を求めた。

本人に係る保有個人情報の開示請求を開示請求書の送付により行う場合は、本人確認書類を提出する必要があるとして、本人確認書類の送付を求めた。

そして、これらの補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審査請求人からの回答、手数料の納付等がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、開示請求書の「開示を請求する個人情報」欄の記載内容では、いずれも当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、手数料が納付されていないこと及び本人確認書類が不足していることから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成19年8月7日付け190普第218号）。

(2) 第2次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成19年6月30日付けで、12通の開示請求書を送付することにより第2次開示請求を行った。

しかし、上記12通の開示請求書においても、第1次開示請求の場合と同様に「開示を求める個人情報」欄等に記載された内容には判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、手数料相当額の収入印紙が全く貼付されておらず、さらに、本人確認書類が不足していた。

このため、処分庁は、前記12通の開示請求書には形式上の不備があるとして、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し、相当の期間(16日)を定めた上、前記(1)からまでと同様の補正の求めを行った。

そして、この補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審査請求人からの回答、手数料の納付等がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、第1次開示請求に係る処分と同一の理由から、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った(平成19年8月7日付け190普第219号)。

2 諮問庁の所見

以上のとおり、第1次開示請求及び第2次開示請求にはいずれも形式上の不備があり、相当な期間を定めて補正を求めたものの、審査請求人は補正に応じなかったことから、このことを理由として不開示とした第1次開示請求に係る処分及び第2次開示請求に係る処分はいずれも適法かつ妥当なものである。

なお、審査請求人は、手数料は法務省に支払済みである旨主張している。しかし、仮に複数の行政機関が同一の内容の個人情報を保有していたとしても、個人情報保護法に基づく開示請求を行う場合は、それぞれの行政機関に対して手数料を納付して請求する必要があることから、法務省に支払済みであるとしても、本件開示請求に係る手数料が支払済みであるとの審査請求人の主張は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成19年(個)諮問第1号及び平成19年(個)諮問第2号を併合し、調査審議を行った。

平成19年10月 1日 諮問書の收受

同年10月26日 諮問第1号及び第2号の併合

同年11月16日 諮問庁から意見書を收受

同年11月26日 審査請求人から意見書を收受

同年11月28日 諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房総務課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議

同年 12月25日 審議
平成20年 1月28日 審査請求人から追加意見書を收受
同年 1月31日 審議
同年 2月28日 審議
同年 3月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

個人情報保護法第26条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、処分庁あてに送付された第1次開示請求及び第2次開示請求に係る合計16通の開示請求書についてみると、いずれも手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「開示を請求する個人情報」欄等に記載された内容では判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る個人情報を特定することは困難であると認められ、処分庁による追記の依頼等の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

したがって、第1次開示請求及び第2次開示請求にいずれも形式上の不備があるとする諮問庁の判断は妥当であると認められる。

なお、上記のとおり、本件開示請求には手数料の未納及び保有個人情報の不特定という形式上の不備があることから、本人確認書類の不足については論ずるまでもない。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁が審査請求人に対して行った補正の求めは、手数料を納付すること、文字が判読困難であることを踏まえて追記することなどであり、補正のために定めた期間も短いとは認められないことから、処分庁が行った補正の求めは、個人情報保護法第13条第3項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定はいずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆
委員 河野 正 男
委員 早坂 禧 子

資 料 編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表1 開示請求等の受付等の件数
情報公開関係

単位：件

年 度	開示請求	移 送 受	計
平成13年度	215	7	222
平成14年度	55	6	61
平成15年度	53	5	58
平成16年度	108	6	114
平成17年度	67	9	76
平成18年度	71	12	83
平成19年度	26	17	43

(参考) 月別の内訳(平成19年度)

単位：件

4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	2	2
7月	2	1	3
8月	0	0	0
9月	1	2	3
10月	7	1	8
11月	3	0	3
12月	7	1	8
1月	6	9	15
2月	0	1	1
3月	0	0	0

(注) 開示請求書1枚につき1件とする。

個人情報保護関係

単位：件

年 度	開示請求	移 送 受	計
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	32	0	32

(参考) 月別の内訳 (平成19年度)

単位：件

4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	4	0	4
7月	12	0	12
8月	4	0	4
9月	0	0	0
10月	4	0	4
11月	4	0	4
12月	0	0	0
1月	4	0	4
2月	0	0	0
3月	0	0	0

- (注) 1 開示請求書1枚につき1件とする。
 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表2 開示請求等の処理状況
情報公開関係

単位：件

年 度	要処理件数	処 理 済	移 送	取 下 げ	次年度持ち越し
平成13年度	222	175	40	7	0
平成14年度	61	56	2	0	3
平成15年度	61	52	8	0	1
平成16年度	115	85	23	0	7
平成17年度	83	75	4	3	1
平成18年度	84	69	1	0	14
平成19年度	57	39	4	0	14

(注) 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

個人情報保護関係

単位：件

年 度	要処理件数	処 理 済	移 送	取 下 げ	次年度持ち越し
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0
平成19年度	32	24	0	0	8

(注) 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表3 開示決定等の件数（決定内容区分別）
情報公開関係

単位：件

年 度	開示決定		不開示決定	合 計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
平成13年度	7	113	24	144	118	21	0	0
平成14年度	13	27	4	44	31	0	0	0
平成15年度	9	26	10	45	33	3	3	0
平成16年度	3	35	10	48	36	7	2	0
平成17年度	6	30	5	41	35	0	0	0
平成18年度	5	40	6	51	45	1	0	0
平成19年度	2	12	14	28	24	0	0	2

（参考）4半期別の内訳（平成19年度）

単位：件

4月～6月	0	1	4	5	3	0	0	2
7月～9月	0	4	3	7	7	0	0	0
10月～12月	1	4	3	8	7	0	0	0
1月～3月	1	3	4	8	7	0	0	0

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件としているため、表2の処理済件数とは一致しない。
2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は開示決定等の件数の合計とは一致しない。

個人情報保護関係

単位：件

年 度	開示決定		不開示決定	合 計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	4	4	0	0	0	4

（参考）4半期別の内訳（平成19年度）

単位：件

4月～6月	0	0	0	0	0	0	0	0
7月～9月	0	0	3	3	0	0	0	3
10月～12月	0	0	1	1	0	0	0	1
1月～3月	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件としているため、表2の処理済件数とは一致しない。
2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表4 開示決定等の件数（処理期間区分別）
情報公開関係

単位：件

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	合 計
平成13年度	118	26	0	144
平成14年度	32	11	1	44
平成15年度	39	4	2	45
平成16年度	33	7	8	48
平成17年度	31	1	9	41
平成18年度	24	11	16	51
平成19年度	12	3	13	28

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件としているため、表2の処理済件数とは一致しない。
 2 「延長（30日）」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。
 3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

個人情報保護関係

単位：件

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	合 計
平成17年度	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	4

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件としているため、表2の処理済件数とは一致しない。
 2 「延長（30日）」欄は、行政機関個人情報保護法第19条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。
 3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関個人情報保護法第20条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。
 4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況

表5 不服申立ての状況
情報公開関係

単位：件

年 度	不服申立て 件 数	処 理 状 況					
		却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	未 済
平成13年度	10	0	1	0	0	0	9
平成14年度	16	0	0	5	0	0	11
平成15年度	24	0	3	1	0	0	20
平成16年度	20	0	6	4	0	0	10
平成17年度	14	4	4	2	0	0	4
平成18年度	10	0	3	3	0	0	4
平成19年度	10	0	1	0	0	0	9

- (注) 1 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。
2 処理が未済となっているのは、各年度末において、処理方針・諮問の要否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

個人情報保護関係

単位：件

年 度	不服申立て 件 数	処 理 状 況					
		却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	未 済
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	0	0	0	4

- (注) 処理が未済となっているのは、平成19年度末において、審査会に諮問中及び裁決の準備中の
ものである。

表6 審査会における処理状況
情報公開関係

単位：件

年 度	諮問 件数	答申件数	答 申 区 分			取下げ 件数	各年度 末現在 の処理 中の件 数
			諮問庁の 判断は 受けない	諮問庁の 判断は 受ける が一部 は受けない	諮問庁の 判断は 受ける		
平成13年度	10	1	0	0	1	0	9
平成14年度	16	6	0	5	1	0	10
平成15年度	19	11	0	5	6	0	8
平成16年度	8	4	0	0	4	0	4
平成17年度	8	4	0	2	2	0	4
平成18年度	10	6	0	3	3	0	4
平成19年度	10	3	0	0	3	0	7

- (注) 1 各年度の諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。
 2 表5の不服申立て件数と表6の諮問件数との差は、答申された年度の翌年度に判決が行われたため、当該翌年度の不服申立て件数には(持ち越し件数として)計上されているものの、当該翌年度の諮問件数には計上されていないもの、不服申立てがあったものの諮問の必要がないとして諮問されなかったものなどである。

個人情報保護関係

単位：件

年 度	諮問 件数	答申件数	答 申 区 分			取下げ 件数	各年度 末現在 の処理 中の件 数
			諮問庁の 判断は 受けない	諮問庁の 判断は 受ける が一部 は受けない	諮問庁の 判断は 受ける		
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	2	0	0	2	0	2

表7 不服申立てに対する裁決の状況
情報公開関係

単位：件

年 度	裁決の 件 数	審査会に諮問しないで裁決を行 ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行 ったもの				
		申立て 認 容	申立て 却 下	その他	申立て 棄 却	申立て 認 容	申立て 一部 認 容	うち答申と 異なる裁 決を行っ たもの	申と決 められた もの
13年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
14年度	5	0	0	0	5	0	0	5	0
15年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
16年度	10	0	0	0	10	6	0	4	0
17年度	10	4	0	4	6	4	0	2	0
18年度	6	0	0	0	6	3	0	3	0
19年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0

- (注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」の「その他」は、不作為に対する審査請求等である。
2 表6の答申件数と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの及び裁決の準備中のものである。

個人情報保護関係

単位：件

年 度	裁決の 件 数	審査会に諮問しないで裁決を行 ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行 ったもの				
		申立て 認 容	申立て 却 下	その他	申立て 棄 却	申立て 認 容	申立て 一部 認 容	うち答申と 異なる裁 決を行っ たもの	申と決 められた もの
17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」の「その他」は、不作為に対する審査請求等である。
2 表6の答申件数と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、裁決の準備中のものである。

訴訟の状況

情報公開関係、個人情報保護関係とも該当なし

3 委員の推移

平成19年4月1日～22年3月31日

会 長	小木曾 国 隆	公証人
委 員(会長代理)	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：19年4月23日

平成16年4月1日～19年3月31日

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員(会長代理)	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：16年4月12日

平成13年4月1日～16年3月31日

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員(会長代理)	隅 田 一 豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授
委 員	五 代 利 矢子	評論家

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名：13年4月13日

(注) 各委員の本務は、任命時のものである。